

○厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条第一項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二十二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（事業報告書等の届出等）

第三十三条の二の十二（略）

改

正

後

（事業報告書等の届出等）

第三十三条の二の十二（略）

改

正

前

（傍線部分は改正部分）

（医療法施行規則の一部改正）

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

道府県知事に到達したものとみなす。

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事が当該情報の記録し、かつ、閲覧することができる方

式に従つて行うものとする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

道府県知事に到達したものとみなす。

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事が当該情報の記録し、かつ、閲覧する

ことができる方

式に従つて行うものとする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

道府県知事に到達したものとみなす。

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事が当該情報の記録し、かつ、閲覧する

ことができる方

式に従つて行うものとする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

道府県知事に到達したものとみなす。

3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事が当該情報の記録し、かつ、閲覧する

ことができる方

式に従つて行うものとする。

（法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法）

(代表理事の選定等の認可の申請)

第三十九条の二十七 (略)**法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法****第三十九条の二十八** 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法

は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八の二 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

(新設)

第三十九条の二十七 (略)

(代表理事の選定等の認可の申請)

法第七十条の二十二ににおいて読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産

は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合には、零）とする。

(地域医療連携推進法人会計基準の一部改正)

第二条 地域医療連携推進法人会計基準（平成二十九年厚生労働省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

	改		正		(傍線部分は改正部分)
	後	前	後	前	
(貸借対照表等に関する注記)					
第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。					
一・二 (略)					
三 法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額					
四・八 (略)					

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則